

## 一括運営における個別課題の取組状況

令和5年2月28日現在

一括運営における個別課題を解決するための取組は、全項目について実施し、課題の改善が図られている。  
各項目ごとの詳細については以下のとおりである。

【実施済】 22項目    《実施中》 8項目

① 市の役割	
①-1	市は事業の実施者として、日々、法人の運営内容全般を注視し、一括運営の主体である法人の運営手法や内容について改善すべき点がある場合には、適切に助言及び指導を行う。
取組➤	代表理事及び法人本部職員と日常的に運営に関する意見・情報交換を行い、都度、助言等を行うことで円滑な業務運営が実施されている。【実施済】
①-2	担当職員が児童クラブを巡回し、現場の支援員との意見交換を行うことを通して法人本部との調整役を担う。
取組➤	担当職員が児童クラブを巡回し、支援員から出た意見等について法人本部に確認を行い、都度対応策について調整を図っている。【実施済】

② 法人本部の体制・機能	
②-1	指揮命令や情報伝達系統を明確にするため、組織運営体制を整備する。その一環として事業本部長のポストを新設する。
取組➤	事業本部長が6月30日をもって退職した後、本部及びエリアマネージャーの業務分担を見直し、組織運営体制を再整備した。更なる運営体制の強化を図るため、事業本部長については引き続き人材確保に向けて取り組む。 《実施中》
②-2	事業本部長及びエリアマネージャーその他事務職員の業務内容及び権限を明確にするため、業務分担表の見直しを行う。
取組➤	事業本部長の退職を受けて本部業務分担の整理を行った。エリアマネージャーを中心に現場と本部の意思疎通が図られている。【実施済】
②-3	2人のエリアマネージャーの担当する児童クラブを明確にし、支援員等からの相談・意見等に対して適切かつ即時的に対応・指示する情報共有ルートを確立するとともに、児童クラブ現場に周知する。
取組➤	エリアマネージャー2人がそれぞれ担当するエリアを頻繁に巡回し、現場で発生した課題等を本部で把握し対応する仕組みの構築を確認している。【実施済】
②-4	市は、法人が作成する運営体制図に基づき適切な人員配置及び業務分担がなされているか、また、指揮命令を含め本部が機能しているかの実地調査を行う。
取組➤	市は、法人が作成する運営体制図に基づき適切な人員配置及び業務分担がなされているかを上記①-1、①-2に併せて確認している。【実施済】
②-5	支援員からの悩み等を受け付ける相談窓口を設置し、法人トップまで共有される仕組みの構築を指示する。
取組➤	現在の働き方に対する満足度を調査するアンケートを実施する他、支援員との個別面談も適宜行っている。 【実施済】

③ 本部と支援員の意思疎通・情報共有	
③-1	法人本部と現場の児童クラブ支援員との様々な隔たりを解消するため、主任支援員会議やフリーコーヒーの開催、エリアマネージャーの日々の児童クラブ巡回時における支援員の意見等を集約・記録し、それに対する決定事項と支援員への指示伝達内容について記録する仕組みの構築を指示する。
取組➤	委託先法人は毎月主任会議を開催し、意見集約及び指示伝達を実施している。また、エリアマネージャーが日々児童クラブ巡回時における支援員の意見等を集約し、必要な対応を図っている。【実施済】
③-2	市は、それらが実践されているか法人本部に毎月赴き、情報共有及び確認を行うとともに、順次児童クラブへの確認を行う。
取組➤	市は毎月の主任会議へ参加し、法人と現場の意見集約及び指示伝達状況の確認を行っている。また、法人本部での情報共有を定期的にも実施し、現状把握と必要な助言指導が実施できている。【実施済】

④ 支援員等の配置と処遇	
④-1	富士市放課後児童クラブ運営基準を満たした人員配置が適切になされているかについて、市担当者が法人本部に毎月赴き、各児童クラブのシフトや勤務実績の確認を行う。
取組➤	担当職員が法人本部に赴き、各児童クラブのシフトや勤務実績の確認を行っている。また、クラブ訪問した際に、シフト表を確認し、勤務状況を確認している。【実施済】
④-2	市は、支援員等で退職者が発生した、または発生することを把握した場合には、その理由についての報告を求める。
取組➤	支援員等の退職に当たり、事前に法人から報告を受けるとともに、退職後にその理由の確認を行っている。【実施済】
④-3	持続可能な運営を行うため、法人には支援員の若返りを図ることが求められているが、市は、ベテラン支援員の起用や活用等についての考え方について助言する。
取組➤	退職者の再雇用及びベテラン支援員の処遇について法人と意見交換を重ねた。来年度、処遇面等においてベテラン職員の有資格者に対してモチベーションアップ策を図ることを法人から確認している。【実施済】

⑤ 支援員等の業務内容と評価	
⑤-1	市は、法人が作成する業務分担表に基づくそれぞれの業務について、細部にわたり現場支援員と共有するよう指示する。
取組➤	法人が見直しを行った業務分担表に基づき本部と各クラブとの連携が図られている。【実施済】
⑤-2	支援員への人事評価について、実施手法や頻度、フィードバック、処遇への反映に係る仕組みの再構築を求め、支援員等と共有を図るよう指導する。
取組➤	放課後児童支援員及び補助員自らが主体的に育成支援の振り返り(自己評価)を行っている。主任支援員の人事評価の処遇への反映手法については今年度中に確立する予定である。《実施中》
⑤-3	市は、法人が実施する支援員への人事評価の実施状況の報告を求める。
取組➤	支援員の自己評価の実施状況について3月末を目途に報告するよう法人に指示している。次年度からの処遇への反映に向けて必要な助言を行っている。《実施中》

⑥ 育成支援の平準化・質の向上	
⑥-1	児童クラブにおける育成支援の質の向上を図るため、育成支援チームが各児童クラブを巡回しているが、その巡回実績報告や支援記録の提出を求める。市は、育成支援チームの支援内容が現場支援員に共有されているか、児童クラブの巡回を通して確認する。
取組➤	毎月の育成支援チームの巡回実績報告及び支援記録の提出を受けるとともに、支援内容の共有について児童クラブの巡回時に確認を行っている。【実施済】
⑥-2	法人としての「育成支援」の考え方やあり方について、支援員等に情報発信・共有するよう指導する。
取組➤	5月16日に開催した主任会議で法人としての育成支援計画について主任間の共通理解を図った。毎月の主任会議では事例検討などを行い、各クラブが抱える課題や対応策について共有を図っている。【実施済】
⑥-3	各児童クラブの育成支援計画は作成していたが、各クラブの基盤となるべき法人全体の育成支援計画を作成し、現場の全ての支援員と共有するよう指導する。
取組➤	5月16日に開催した主任会議で法人としての育成支援計画について主任間の共通理解を図った。年間の育成支援計画及び研修計画は、毎月2回行われるサポートチーム会議にて進捗管理を行っている。【実施済】
⑥-4	既に整備している安全管理や事故対応、感染症対策、防災に関する危機管理マニュアルをはじめ、各種業務マニュアルについて、支援員等に周知を図るよう指導する。
取組➤	安全管理・危機管理マニュアルをはじめ、各種業務マニュアルについて、支援員等に周知を図るよう指導を行った。事故等が生じた際は、市の事故報告取扱要領に沿った対応が図られている。【実施済】
⑥-5	市及び法人においては、各々年間の研修計画について相互に協議の上で立案し、それぞれの役割分担において計画的に実施する。
取組➤	委託先法人は、市との協議の上、年間の研修計画を立案し7回実施した。市は、10月～1月に支援員の資質向上研修を開催し、総計101人の参加があり、参加者アンケートも好評であったことから今後も継続実施する。【実施済】

⑦ 一括運営の評価体制	
⑦-1	富士市放課後児童クラブ運営評価委員会については、評価委員が現場の状況を正確に評価できる体制となるよう、本年度中の補正予算要求を視野に入れて検討する。
取組➤	当初予定していた開催回数を増やし(2回→4回)、評価委員による法人の自己評価書の確認及びクラブ訪問による育成支援内容の確認等を行うことにより、これまで以上に正確な実績評価を実施している。《実施中》
⑦-2	法人は自己評価を行っているが、評価の精度を高めるため、現場の意見を反映する評価手法の構築について指示する。
取組➤	支援員等が育成支援の振り返り(自己評価)を行い、育成支援実践の改善や専門性の向上に努めている。【実施済】
⑦-3	市は、市が監査を行うに当たっての根拠や目的等を明確にするため、(仮称)富士市放課後児童健全育成事業の監査指針を作成し、法人等に対する監査を実践する。
取組➤	富士市放課後児童健全育成事業の監査指針及び指導監督基準を本年度中に制定する。《実施中》
⑦-4	市は、前年度分の実績報告による監査に加え、当年度の運営状況についても、毎月、モニタリング調査を実施する。その際、必要書類等の有無だけでなく、実効性が伴っているか必要に応じて現場に赴き、法人本部及び現場支援員に聞き取りを行う。
取組➤	各児童クラブの自己チェックシートを本年度中に作成する。来年度早々に各クラブへ周知する予定である。《実施中》

⑦-5	運営の透明性を確保するため、ウェブサイト等の活用により、法人の基本理念や事業内容、収支決算や当該評価委員会の受審結果を公表するよう指導する。
取組➤	委託先法人のウェブサイトにて収支決算及び富士市放課後児童クラブ運営評価委員会の受審結果を公表し、運営の透明性を図っている。【実施済】
⑦-6	より開かれた運営に向けて県が実施主体となって実施している福祉サービス第三者評価について、受審するよう法人に促す。
取組➤	来年度、県内初となる児童クラブの福祉サービス第三者評価受審に向け評価機関と協議を進めている。来年度2クラブ実施することで調整中である。《実施中》

⑧ 児童及び保護者の満足度の把握	
⑧-1	市は、児童クラブの利用に関する満足度を把握し、よりよい児童クラブ運営に向けた施策立案の参考とするため、保護者向け、支援員向けのアンケート調査をすべての児童クラブに対して実施する。
取組➤	保護者向け、支援員向けのアンケート調査を実施し、児童クラブの運営状況に対する満足度の把握を行い、結果については主任会議やクラブミーティング等で共有し、必要な取組を実施している。【実施済】
⑧-2	子どもの権利の視点において、利用児童に対してもアンケート調査を実施する。
取組➤	利用児童向けのアンケート調査を実施し、児童の満足度の把握を行い、結果については主任会議やクラブミーティング等で共有し、必要な取組を実施している。【実施済】

⑨ 地区・小学校等との連携	
⑨-1	富士市放課後児童クラブ運営基準に基づき、利用児童の生活の連続性を保障するため、情報交換や情報共有によって学校との連携を定期的に図るよう指示する。
取組➤	新型コロナ対応や日々の学校施設利用に関して学校管理職と連携を図っている。また、全小学校と学校施設利用等に関する覚書締結に向けて協議を行っている。《実施中》
⑨-2	また、児童クラブに通う利用児童の生活について地域の協力を得るため、見守る会のほか利用児童に関わる関係機関等と相互交流を図るよう指示する。
取組➤	地域ボランティア団体、見守る会(設置されている地区)、放課後デイサービス等との連携を図っている。困り感のある児童について学校、保護者、その他関係機関と連携し対応している。【実施済】